

## 徳島県内7社目 医療法人 むつみホスピタルを「えるぼし」認定！

徳島労働局は、女性活躍推進法に基づく認定（通称：「えるぼし」認定）企業として、**医療法人 むつみホスピタル（徳島市、理事長 井上秀之）**を令和3年12月22日付けで認定しました。

同企業は、女性の活躍に向けた雇用環境整備を進め、えるぼし認定の（1）採用、（2）継続雇用、（3）労働時間等の働き方、（4）管理職比率、（5）多様なキャリアコースの5つの評価項目のすべての項目を満たし、3段階目（3つ星）を取得しました。

なお、徳島県内でのえるぼし認定企業は7社目となります。

### 認定通知書交付式を行いました



- ◆業種：医療福祉業
- ◆従業員数：250人  
(男性73人、女性177人)



認定マーク  
「えるぼし」

写真：認定通知書交付式にて。  
井上理事長（左）と伊藤局長。

### ◆「医療法人 むつみホスピタル」の達成状況

評価項目	認定基準（該当する基準）	達成状況
(1) 採用	(ii) 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当 ①正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上 ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上	①正社員に占める女性労働者の割合 70.4% (平均値が4割を超えるため4割) ②正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合 看護職 67.9% (平均値が4割を超えるため4割)
(2) 継続就業	(i) 直近の事業年度において、次の①に該当 ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上 (※)期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。	女性平均継続勤務年数／男性平均継続勤務年数の数値 看護職 1.4、専門職 2.7、一般職 1.7
(3) 労働時間等の働き方	労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満	全ての雇用管理区分で 各月全て45時間未満
(4) 管理職比率	(i) 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上	管理職に占める女性労働者の割合 72.2% (産業平均値：医療、福祉 41.5%)
(5) 多様なキャリアコース	直近の3事業年度において、次の実績を有している ウ 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 エ おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用 (労働者数300人以下の事業主：2項目の基準に該当)	ウ：2人 エ：31人

データの詳細は「女性の活躍推進企業データベース」をご覧ください。(https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/)